日本へ入国・帰国する皆さまへ

「14日間の待機期間中」のルール

7	入帰国後 14日間	自宅や宿泊施設(登録待機先)で待機し、他者と接触しない
		毎日、位置情報と健康状態の報告を行う(誓約義務)
	滞在中	感染防止対策を行う:マスク着用・手指消毒・3 密回避

*待機期間中は、「入国者健康確認センター」がフォローアップを行います *体調不良の場合は、保健所等に連絡してください

* 感染防止とルール徹底のため以下のアプリ利用・設定を必ず行ってください

毎日(14日間) ・ 自分で 1. 位置情報確認アプリ(OEL)による位置情報の報告 2. 健康状態の報告 1) ログイン(利用開始の登録) (メール・ウェブサイト) インストール後、入国翌日までに届く利用案内メール 毎日1日1回、健康観察の に従いアプリを初期設定する メールが届く →メールに記載の案内に従い、 2) チェックイン(待機先の報告) (URLから)健康状態を報告 14日間の待機先に到着したらアプリでチェックインする (位置情報の応答) 1日複数回「現在の位置情報」を求める通知が届く →「今ここ!」ボタンを押下して位置情報を応答する 随時 入国者健康確認センターから 3.ビデオ通話アプリ(MySOS等)による居所確認 1) ログイン(利用開始の登録) 専用のORコードからインストール後、アプリを初期設定する 2) ビデオ通話への応答 着信があったら必ず (;) 「入国者健康確認センター| 担当者からの登録待機先の居所 応答してください。 確認のためのビデオ通話へ応答する その他 4. スマートフォンの位置情報記録の保存設定 陽性となった場合などに、保存された位置情報を (アプリの使い方など) 保健所などに提示するために必要な設定 入国者健康確認センターの

5. <u>COCOA(接触確認アプリ)の利用</u>

陽性者と接触した可能性について通知を 受け取ることができるアプリのインストール



(アプリの使い方など) 入国者健康確認センターの ホームページはこちら⇔ www.hco.mhlw.go.jp



※正当な理由なく、健康状態や位置情報の報告を怠った場合など、誓約に違反した場合は、氏名(外国人の場合は氏名および国籍)や感染 拡大の防止に資する情報が公表されることがあります。外国人の場合は出入国管理法に基づく在留資格取消手続きおよび退去強制手続きの 対象となることがあります。 各アプリは、以下のQRコードからインストールできます。

※ 必要なアプリをあらかじめインストール・設定していただいていない場合は、 空港でお待ちいただく時間が他の方よりも長くなる可能性があります。

入国時、空港検疫で、スマートフォンを確認させていただきます。 <u>スマートフォンをお持ちでない場合</u> またはアプリをインストールでき <u>ないスマートフォンをお持ちの場合</u> は、日本入国時に、空港で、ご自身 の負担により、 <u>スマートフォンをレンタルしていただきます</u> 。 レンタルについて…17ページ								
① 位置情報確認アプリ (OEL) による位置情報 の報告	あなたの位置情報を報 告していただくために 必要です。 3ページ~	Playストア/App Store 共通						
② ビデオ通話アプリ (MySOS等) による 居所確認	居所確認を行うため、 担当者からビデオ通話 によりご連絡した場合 に、応答していただく ために必要です。 7ページ~	【専用QRコード】 https://mysosp .page.link/sfY2 kRrviv4t4eFy7 **上記URLまたは QRコードを読み込んでインストール						
③お持ちのスマート フォンの 位置情報設定・保存 (GoogleMaps等の設 定)	入国後に陽性となった 場合等に、位置情報の 記録を保健所等に提示 いただくために必要で す。 12ページ~	Playストア(Android) ※iPhoneの場合はアプリのインストー ルは不要です。						
④ COCOA (接触確認 アプリ)の利用	新型コロナウイルス感 染症の感染者と接触し た可能性について通知 を受け取ることができ ます。 14ページ~	Playストア/App Store 共通						
これらのアプリが動作可 iPhone端末:iOS 13.5 Android 6.0以上です。 ※ OSのアップデートには、数時 ちのスマートフォンが必要なアプ あらかじめご確認ください	能なOSバージョンは、 以上、Android端末: ^{間かかる場合があります。お持} リをインストールできるか、	各アプリの設定の 方法は、 こちらをご確認く ださい。 https://www.mh lw.go.jp/content /000752493.pdf						

①位置情報確認アプリ(OEL)のインストール

ダウンロード・通知許可設定を入国時までに行ってください。 空港検疫において確認させていただきます。

入国後14日間の宿泊場所または自宅での待機期間中、 入国者健康確認センターがあなたの居所確認を行います。 このアプリは、入国者健康確認センターからの照会に応じ、あなたの現在の位置情報を報告して



①位置情報確認アプリ(OEL)の利用

入国後14日間の宿泊場所または自宅での待機期間中毎日、入国者健康確認センターがあなたの居所確認を行います。

このアプリは、入国者健康確認センターからの照会に応じ、あなたの現在の位置情報を報告していただくためのものです。

入国健康確認センターからの照会(位置情報を求める通知)は、入国後14日間毎日届きます が、時間帯は一定ではありません。通知が届いたらすみやかに位置情報の報告をお願いします。

<OELご利用の注意事項>

このアプリは、入国後、**入国者健康確認センターからご利用案内をメールでお送りした** 後でご利用可能になります。 ご利用案内をお送りするまではログイン・利用はできません。 ご利用案内のメールは<u>followup@hco.mhlw.go.jp</u>から届きます。 初回ログイン時、「<mark>OELアプリ利用規約</mark>」に同意いただく必要があります。

※ ログインできない場合は、 入国者健康確認センターにご連絡ください。(毎日9:00~18:00対応)

メール: <u>app@hco.mhlw.go.jp</u>

OELのセットアップ方法(iPhone・Android共通)



①位置情報確認(OEL)の利用



OELのセットアップ方法(続き)





<Androidの場合> 「アプリの権限」から「現在地をオン」





OELの利用方法





登録完了メール受信後~14日目まで(毎日)

入国後14日間は、アプリから毎日、複数回、「今ここ!」ボタンを 押すよう、プッシュ通知が届きます。

※ 通知設定を許可した状態としてください。

OVERSEAS ENTRANTS LOCATOR

で現在地を報告してください

1時間前

今ここ!ボタンで現在地を報告してください。

<u>通知を受け取ったらすぐに、</u> 「今ここ!」ボタンをタップしてください。

入国者健康確認センターにあなたの現在地が報告されます。



報告が完了すると、 最後に報告した日時が表示されます。

②ビデオ通話アプリ(MySOS)のインストールとアカウント登録

ダウンロード・アカウント登録を入国時までに行ってください。 空港検疫において確認させていただきます。

※専用のURLまたは右下のQRコードからダウンロードしてください。

MySOSについて

入国後14日間は、あなたの居所確認を行うため、入国者健康確認センターの担当者からMySOS のビデオ通話でご連絡することがあります。

※MySOSは、健康・医療記録を行うためのアプリとして一般向けに配信されていますが、入国 者の皆さまには、ビデオ通話アプリとして専用に加工(カスタマイズ)されたものを利用してい ただきます。加工(カスタマイズ)された機能(ビデオ通話)は、専用のQRコードまたはURL をタップすることで、利用可能となります。

MySOSのインストール

2ページ目の専用のURL(<u>https://mysosp.page.link/sfY2kRrviv4t4eFy7</u>)をタップするか、もしくは 下記の専用QRコードを読み込んで、MySOSをインストールします。 (AppStoreまたはPlay ストアで一般検索・ダウンロードしないでください。)

iOSの場合



※チェックを外さずに 「OPEN」をタップ





「インストール」をタップ



「ダウンロードマーク」をタップ



「開く」をタッフ



「開く」をタップ





②ビデオ通話アプリ(MySOS)のインストールとアカウント登録

MySOSのアカウント登録(iOS)

MySOSにSafariからペースト							
利用規約							
「MySOS」サービス利用規約							
株式会社アルム(以下「当社」といいます)は、この 「MySGSサービス利用規約」(以下「本規約」といいま す。)を定め、これにより「MySGS」(以下「本サービ ス」といいます。)を利用者に登供します。							
第1条 (規約の適用)							
本規約は、ホサービスの利用(本サービスアプリの使用 を含みます。以下同じとします。)に関する当社との胃 の一切の関係に適用されます。本規約の内容に同意しな い場合、本サービスを利用することはできません。							
第2条 (用語の定義)							
本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該 各号に定めるとおりとします。							
1.利用契約:当社からホサービスの登供を受けるための 本税約に基づく契約をいいます。 サービス和用者:本契約に同意し、本サービスを利用 する者をいいます。 3.数値写話者:サリービス利用者自身の病態が追索したと さ又は追求者を発見した限。ご聞にいて一次食物処置							
活動(設置活動)を実施する							
同意しない 同意する							
健康診断結果 マイカルァ 2#1F×ーユァル							

「同意する」をタップ

SIMなし	登録
パスポート 番号	未入力
生年月日	未入力
姓	未入力
名	未入力

「パスポート番号」「生年月日」 「姓」「名」を入力し「登録」をタップ







マイクへのアクセスで 「許可」をタップ



「確認」をタップ



カメラへのアクセスで 「許可」をタップ

【ご参考:既存アプリでアップデートした場合】





②ビデオ通話アプリ(MySOS)のインストールとアカウント登録

MySOSのアカウント登録(Android)

 利用規約 「Mysos」サービス利用規約 exterized (以下 15は) といいます) は、この 1%ysoon-ビス制約 Ref (以下 754年) といいます、) を対称elにされします。 アメタービス 2010, 1947年6日にされします。 Risk (現れの波和) 				
「Mysos」サービス利用規約 #水台ロアムム(は下 15年、2010年7) は、20 「Mysosアービス制用 米市」は下す##約2 にいいます) もまめ、これにより 「Mysos」(は 下なってたえ、2011年、3 6月4日に営行します。 第1条 (現代の波用)				
株式会社プルム(以下「当社」といいます)は、この「Napidoサービス制限 規約」(以下「本規約」といいます。)★定め、これにより「Napido」(以 下「本サービス」といいます。)★肖得者に提供します。 第1条 (現的の適用)				
第1条 (現約の追用)				
本規約は、本サービスの利用(本サービスアプリの使用を含みます。以下同 じとします。)に関する自社との頃の一切の間折に適用されます。本規約の 内容に問題しない場合、本サービスを利用することはできません。				
第2条 (用語の定義)				
本規約において、次の各号に掲げる理論の意味は、当該各号に認めるとおり とします。				
 利用契約:当社から本サービスの提供を受けるための本規的に基づく契約をないます。 サービス利用者:本契約に同意し、本サービスを利用する者をいいま 				
7。 2. 我提供能者:サービス利用者目身の供信が急定したとき又は急病者を発 見した際、近期にいて一次指身処面活動(救援活動)を実施することが 可能である者をいいます。				
4.本サービスアプリ:サービス利用者の急病発生時又は急病人を発見した 者による飲命処置、数値依頼及び散急激送の支援を目的として、本サー				
ビスを利用するために必要となる本サービス専用のアプリケーションソ				
5. アプリ使用条件:当社が本サービスアプリの使用条件として別述定める				
ものをいいます。 6. 救援依頼:緊急時に119番通報を行っていただき、救急車・済防事等が別				
こ人を指案することをいいます。 サービス利用者の意思的ない体」人を発見した最合いに感染がな				
同意する 同意しない				





カメラへのアクセスで 「許可」をタップ



マイクへのアクセスで 「許可」をタップ





ここまでの作業を入国時までに行ってください。 空港検疫において確認させていただきます。

(1))



通話方法





居所(背景)がわかるように 自分を写してください。

入国者健康確認センター Health Monitoring Center for Overse. 1 入国者健康確認センタ-0, **s**tv \star Å SOS または ご あとで通知 × Z

∨をタップ





居所(背景)がわかるように 自分を写してください。

②ビデオ通話アプリ(MySOS)でのビデオ通話方法



通話方法

Android



※ Androidは、OSや端末によって一部動作等が異なります。

③お持ちのスマートフォンの位置情報設定・保存

以下の設定を入国時までに行ってください。空港検疫において確認させていただきます。 ※入国後14日間、設定を維持してください。

入国後14日間は、お持ちのスマートフォンのGPS設定および以下の設定をオンにし、位置情報 を保存してください。入国後14日以内に、あなたが陽性となった場合などに、保存された位置 情報を保健所などに提示いただくために必要な設定です。

Androidの手順



③お持ちのスマートフォンの位置情報設定・保存

以下の設定を入国時までに行ってください。空港検疫において確認させていただきます。 ※入国後14日間、設定を維持してください。

入国後14日間は、お持ちのスマートフォンのGPS設定および以下の設定をオンにし、位置情報 を保存してください。入国後14日以内に、あなたが陽性となった場合などに、保存された位置 情報を保健所などに提示いただくために必要な設定です。

iPhoneの手順



設定画面に記載の「位置情報サービスとプライバシーについて」をご覧ください。

④COCOAのインストール(接触確認アプリ)



利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。



ダウンロード後、利用規約への同意等の**利用開始は、日本入国後に** 行って下さい。

※日本国外においては、インストール後、利用を開始しようとした 場合、「通信エラー」となります。

④COCOA(接触確認アプリ)の利用



新型コロナウイルス接触確認アプリ(COVID-19 Contact Confirming Application)は、 あなたが新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について通知を受け取ることがで きるアプリです。

▼▲■ 12:30 三 (う) 厚生労働省 使い方	
COURT	<cocoaご利用の注意事項> このアプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの 近接通信機能(Bluetooth)を利用して、お互いに分からないようプ ライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触 した可能性について、通知を受けることができるアプリです。 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診 など保健所のサポートを早く受けることができます。</cocoaご利用の注意事項>

日本入国後、利用規約・プライバシーポリシーをご確認の上、利用を開始してください。



※ アプリの設定後は、アプリを起動したままにしておく必要はありません。 入国後14日間は、お使いのスマートフォンを常に携行し、接触通知機能とBluetooth機 能をオンにした状態としてください。

※ 海外の同様のアプリをすでにご利用の場合は、接触通知機能を使用するアプリを日本の接触確認アプリ(COOCA)に設定してください。アプリを起動した際に「接触通知に使うアプリの切り替え画面」が出ない場合には、以下のとおり設定してください。 iPhoneの場合 【OS設定→接触通知→使用する国/地域→「厚生労働省 日本」→使用する国/地域として設定】 Androidの場合 【設定→Google→COVID-19接触通知システム→ →アプリを開く→アプリ内で設定変更】

利用方法等の詳しい情報はこちらをご確認ください。
 ■COCOAに関する情報
 <u>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html</u>
 ■よくある質問
 <u>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid</u>
 <u>19 qa_kanrenkigyou_00009.html</u>15



新型コロナウイルス感染症が発生している中、皆さまが安全、安心にお過ごしいただけるよう、海外から帰国・入国された皆さまに、**帰国・入国後14日間**、お住まいの自治体の保健所等からメールや電話等による連絡を行い、皆さまの健康状態を確認しております。

健康状態の確認のためのご連絡は、質問票や誓約書に記載いただいたメールアドレス・電話番号等をもとに行います。

※毎日の健康状態の確認でお伺いするのは基本的に以下の内容です。

- ・37.5℃以上の発熱の有無
- ・せき、のどの痛み、強いだるさ等の有無

クレジットカード番号や金銭の授受に関する質問は一切行いません。 厚生労働省を装った詐欺にご注意ください。

■毎日朝11時以降、メールが届きます。 メールに記載されたURLをクリックして、表示されたwebページから 回答の送信をお願いします。 毎日14時までに回答いただくようお願いします。

■メールは<u>healthcondition@followup.mhlw.go.jp</u>から届きます。 お使いのメールアプリの設定等により、受信できるドメインを制限されてい る場合は、<mark>@followup.mhlw.go.jpから</mark>のメールを受信できるよう、設定の 変更をお願いします。

※ メールアドレスがない場合は、お電話等によりご連絡し、健康状態の確認 をさせていただきます。

スマートフォンのレンタル

入国時、空港検疫において、これらのアプリのインストール・設定状況 について確認させていただきます。

スマートフォンをお持ちでない場合や、お持ちのスマートフォンがこれ らのアプリに対応していない等によりインストール・設定が確認できない 場合には、空港において、ご自身の負担により、スマートフォンをレンタ ルしていただく必要があります。

※ クレジットカードをご用意いただく必要があります。

レンタルに要する費用等について、あらかじめ事業者のホームページ等 でご確認ください。

検疫エリア内でのレンタルを実施している事業者(3月25日時点)

株式会社ビジョン <u>https://www.vision-net.co.jp/news/20210319002098.html</u>

その他留意事項

入国に際しては、入国後14日間の自宅等での待機、アプ リの利用などについて誓約書を提出していただきます。

正当な理由なく、健康状態や位置情報の報告を怠った場合など、誓約に違反した場合は、氏名(外国人の場合は氏名及び国籍)や感染拡大の防止に資する情報が公表される ことがあります。 外国人の場合は出入国管理法に基づく在 留資格取消手続きおよび退去強制手続きの対象となること があります。

その他、入国に際して必要となる事項については、こちらをご確 認ください。

検査証明書の取得・提出、誓約書の提出等について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

質問票WEBの記入 https://args-ga.followup.mhlw.go.jp/

これらは、あなたの健康を守り、新型コロナウイルス感染症の 拡大を防止するために必要な事項です。

ご理解・ご協力をお願いいたします。

17

確認欄

厚生労働大臣 法務大臣 殿

(氏名) 「入国」という。)に際し、以下の事項を誓約いたします。また、<u>蓄約に違反した場合(不実の記</u> 載があった場合も含む。)、関係当局により氏名(外国人の場合は氏名及び国籍)や感染拡大の防止 に資する情報が公表され得るとともに、検疫法の規定に基づく停留の対象となり得ること(さら に、外国人の場合は出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続 等の対象となり得ること)、また、蓄約違反が疑われる行為が確認された場合には、自治体等から 関係当局に、当該行為に関する情報(個人情報を含む。)の提供がされ得ることを理解し、承諾し ます。

- ア 入国時に、検疫官又は入国審査官に提出する出国前検査証明又はその写しが、現地出発前72時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、現地医療機関等から「陰性」の証明を受けたものであり、その内容に不実の記載がないこと。
- イ 入国後14日間、①自宅又は宿泊場所など下記(2)に記載する住所で待機すること。なお、 やむを得ない理由により待機場所を変更する必要が生じた場合は、自宅又は宿泊施設を管轄す る保健所及び入国者健康確認センターに事前相談すること。②他者との接触を行わないこと。 ③公共交通機関(不特定多数が利用する電車、バス、タクシー、国内線の飛行機等)を使用し ないこと。
- ウ 入国時に、下記(2)に記載するメールアドレスから、入国後14日間毎日、入国者健康確認 センターに健康状態の報告を行うこと。
- エ 入国時に、①厚生労働省が指定する位置情報確認アプリをインストールし、入国後14日間、 アプリから通知が届いたら位置情報の送信を行うこと。②厚生労働省が指定するビデオ通話ア プリをインストールし、入国者健康確認センターから当該アプリを通じ連絡が来た場合には応 答すること。また、携行するスマートフォンの地図アプリの機能等を利用した位置情報の保存 機能を開始し、入国後14日間、位置情報を保存すること。入国者健康確認センターから位置 情報の提示を求められた場合には応じること。③携行するスマートフォンに、厚生労働省が指 定する接触確認アプリをインストールし、また、入国後14日間、同アプリの機能を利用する こと。
- オ 入国時、エにおいて厚生労働省が指定するアプリを保有するスマートフォンにインストールで きない場合又はスマートフォンを保有していない場合は、自らの費用負担により、厚生労働省 が指定するアプリをインストール可能なスマートフォンを空港検疫エリア内でレンタルし、当 該スマートフォンを携行すること。
- カ 入国後14日以内に有症状となった場合、速やかに自宅又は宿泊場所を管轄する各都道府県が公 表している新型コロナウイルスに関する「受診・相談センター」に電話連絡し、滞在していた 地域を伝え、指定された医療機関を受診すること。また、保健所等における指示があった場合 にはそれに従うこと。

キ 入国後に陽性となり、その発症日が入国後14日以内であると判断された場合、旅券番号やスマ ートフォン等に保存した入国後の位置情報を速やかに管轄保健所等(旅券番号については、管 轄保健所等に加え、受診医療機関)に提示するなど、調査(感染症の予防及び感染症の患者に 対する医療に関する法律第15条に基づく積極的疫学調査。以下同じ。)に協力すること。ま た、調査に資するよう、厚生労働省が管理する旅券番号、氏名、性別、生年月日等を保健所が 閲覧することを承諾すること。さらに、療養場所の指定を含めて保健所等から指示があった場 合には従うこと。

/ 感染防止対策(①マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密(密閉・密集・密接)」の回避) に努めること。

(2) 誓約者氏名等

氏名(アルファベットで記載)	年齡	国籍		滞在国・地域 (本邦入国前 14 日間)	
法定代理人の氏名 (管約者が未成年の場合)	住所(14日間待機する自宅又は宿泊施設)			空港から居所への交通手段	
				☑を付けてください。 □自家用車、受入企業所有車両	
旅券番号	日本国内で通話可能な電話番号 (響約者本人と14日間確実に連絡可能なもの)			 ロレンタカー ロハイヤー ロ入国者専用東面() 	
		_	_	ロその他 ()	
メールアドレス			緊急連絡先		
(9				

※メールアドレス及び電話番号は、入国者健康確認センターからの連絡に用いるため、誤りなく正確に記載してください。また、検疫官に提出する質問票に記載したメールアドレス・電話番号と同一のものを記載してください。

※メールアドレスは、家族や団体であってもお一人ずつ記載してください(12歳以下の方で、ご自身のメールアドレ スが無い場合は、保護者の方等のメールアドレスを記載いただいて差し支えありません)。

正当な理由なく、健康状態や位置情報の報告を怠った場合など、 <u>誓約に違反した場合は、氏名(外国人の場合は氏名および国籍)や</u> 感染拡大の防止に資する情報が公表されることがあります。

外国人の場合は出入国管理法に基づく在留資格取消手続きおよび 退去強制手続きの対象となることがあります。

これらは、あなたの健康を守り、新型コロナウイルス感染症の拡大を 防止するために必要な事項です。

ご理解・ご協力をお願いいたします。

